

# 復旧・復興工事の円滑な展開に向けた取り組みについて

国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課 課長 かとう のぶゆき 加藤 信行

## 1. はじめに

東日本大震災の復旧復興事業の実施に当たっては、昨年11月に第3次補正予算が成立後、本格的に工事発注を実施してきたところです。しかし、大震災の被害があまりにも大きく、入札契約だけでなく事業実施に際しての問題も懸念されてきました。

東北地方整備局では、懸念される諸課題について、公共工事発注機関および関係業団体等と情報連絡会等を開催することにより、連携して対応しているところであり、現在の状況・概要について報告します。

## 2. 全体的な課題

- (1) 資機材の需要供給動向への対応
- ① 復旧・復興工事情報連絡会議の設置
  - ② 災害復旧工事等に伴う建設資材の需要動向調査（アスファルト、鉄筋、鋼矢板（本設・仮設）、生コンクリート、碎石、鋼管等）
  - ③ 公共工事における土量調査
  - ④ 調達困難、価格変動への対応

(2) 入札契約制度（不調・不落対策）への対応

- ① 地域要件の拡大
- ② 大型ロット化
- ③ 手続きの簡素化 期間短縮
- ④ 震災復興型JVの制定
- ⑤ 共通仮設費の実費変更

(3) 技術者不足への対応

- ① 現場代理人の常駐義務
- ② 技術者の専任となる工事
- ③ 技術者の恒常的雇用 などの緩和

(4) 変動する労務単価への対応

- ① モニタリング調査
- ② 臨時単価調査
- ③ 特調等による精算
- ④ 契約書25条6項の適用

(5) その他事業執行上の課題

## 3. 会議における情報共有

発注者・建設施工団体・建設資材団体で情報共有する仕組みを立ち上げて、対応しているところとす（図-1）。

- ◎資機材の需要供給動向への対応
- ◎技術者不足への対応
- ◎その他事業執行上の課題
- ◎入札契約制度（不調・不落対策）
- ◎変動する労務単価資機材への対応

上記の課題に主に下記の会議を活用して情報を共有し早期復興を目指す

- 本 省：復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会  
 ⇒ 制度改正等の大きな課題に対応
- 東北地方整備局：東北6県仙台市発注状況等情報連絡会  
 ⇒ 入札状況（不調・不落等）、資材・労務等に関わる情報と入札契約や事業執行に関する取り組み状況の情報共有
- ：建設資材対策東北地方連絡会
    - ・資材の需要動向，生産出荷動向，課題等を情報共有
    - ・発注機関＋施工団体＋資材団体で構成
  - ：復旧・復興工事情報連絡会議
    - ・工所用資材を安定的に確保するために，必要に応じて各地区に設置
    - ・資材の需要・供給動向，生産・出荷動向を情報共有
    - ・発注機関＋施工団体＋資材団体で構成
    - ・生コンを対象として相馬地区に設置済み

図一 復旧・復興工事の円滑な展開に向けて

(1) 東北6県仙台市発注状況等情報連絡会（発注機関のみ）

発注・不調不落・資機材労務単価等の動向および入札契約制度や事業執行に関する取り組み状況を情報共有しています。

① 設立主旨

東日本大震災関連の復興工事等の実施に当たり，工事の入札契約等の情報交換の機会を確保し，東北全体における復興工事等の円滑な事業執行を図り，早期の復興を成し遂げることを目的として，情報連絡会を開催する。

② メンバー

東北6県および仙台市技術管理担当課長，東北地方整備局技術管理課長

③ 情報交換内容

1) 対象工事 土木・建築工事

2) 連絡会調査内容

④ 発注動向 工種別発注等級別発注工事本数

工種：一般土木 アスファルト舗装 建築維持修繕

時期：月ごと 区域：県別

⑤ 不調不落動向 工種別発生状況

工種：一般土木 アスファルト舗装 建築維持修繕

時期：月ごと 区域：県別

⑥ 発注に当たっての課題・取り組み

不調不落や技術者不足等に対する入札契約に関するものと，事業実施上の課題に対する取り組み事例。

3) 既存調査の活用

① 労務単価動向 連合会の労務単価モニタリング調査を活用

② 資材動向 「災害復旧工事等に伴う建設資材の需要動向調査」を活用

③ 土量状況 公共工事の土量調査を活用

④ 毎月開催の予定。

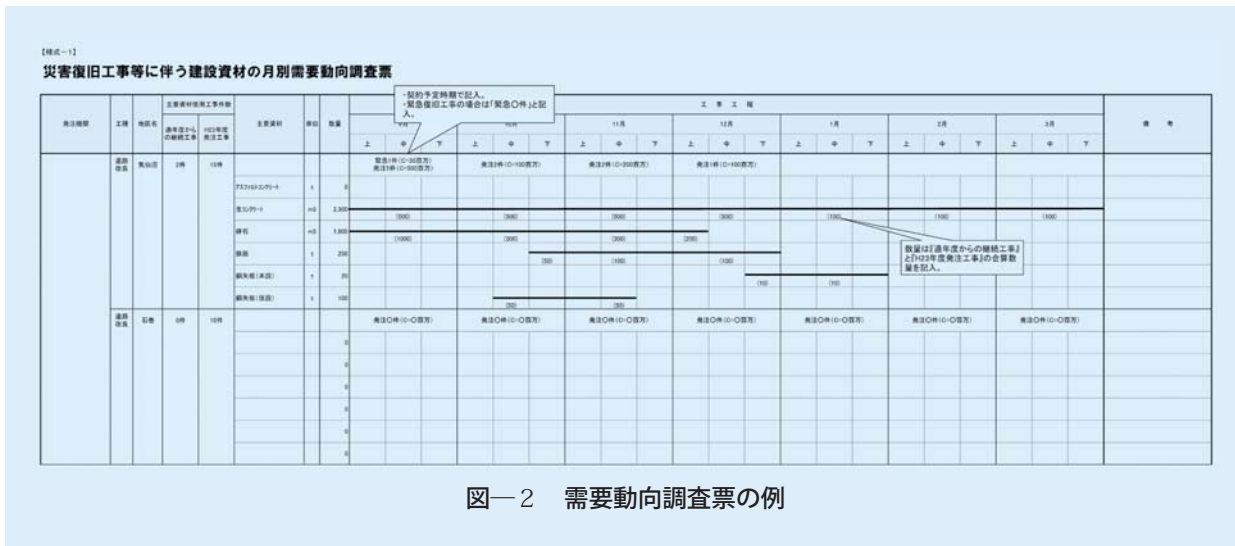
今後は，工事発注予定や資材需要見込み等のデータの精度を上げて情報共有を目指す。

(2) 建設資材対策東北地方連絡会（発注機関＋施工団体＋資材生産団体）

① 「災害復旧工事等に伴う建設資材の需要動向調査」を平成23年5月より毎月実施中です。

アスファルト，生コン，鉄筋，砕石，鋼矢板（本設・仮設），鋼管等の需要見込みを，生活圏ごとに6月先までをバーチャートで確認している。

② 需要動向調査結果と資材生産動向とマッチングさせて，資材供給に当たっての課題等の共有に当たり，安定的な資材等の供給を目指す（図一2）。



(3) 復旧・復興工事情報連絡会議（発注機関＋施工団体＋資材生産団体）

- ① 工事用資材を安定的に確保するために、必要に応じて各地区に設置
- ② 相馬地区に設置済（生コン対象）であり、生コンの需要動向，生産出荷動向，課題等を情報共有し，安定的な資材等の供給を目指す。

## 4. 今後の課題と対応 1

- ① 資材関係は，生産量は十分ですが，ミキサー車など運搬手段の確保が課題となっています。
- ② 今後，各発注機関とも，精度（時期と施工箇所）を上げた需要動向を示すことが重要となります。
- ③ 国交省として「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」において，技術者確保や労務単価への実勢価格の反映などの対応を示したところです。併せて東北地方整備局では，資材等の生産・出荷などの動向等についても，各発注機関と建設業団体やメーカーとの連携を密にしながら，円滑な復旧・復興事業の展開を図るよう引き続き取り組む予定です。

## 5. 今後の課題と対応 2

(1) 復興事業促進のための対策『事業促進PPP』

第3次補正予算において，東日本大震災からの早期復興のリーディングプロジェクトとなる復興道路（三陸沿岸道路等）については，全線が事業化されました。東北地方整備局では，復興道路の供用を10年間で達成するため，総合的な対策の中で，事業実施体制の強化として，新規事業区間への「事業促進PPP」の導入を図る予定です。

今後，工事着手までの2～3年の間に，膨大な業務（調査・設計，協議・調整，用地取得等）の実施が必要となり，従来から行っている発注者の業務範囲を，発注者だけで実施することが困難となることから，事業促進PPPを導入して，官民が連携して新規事業区間の業務を実施することになります。

現在制度設計中であり，まとめ次第業務説明会の開催も予定しておりますが，詳細についてはPPP業務公告をもってお知らせすることになります。民間の技術も活用しながら，効率的な事業促進を図っていく予定です（図一3）。

24年2月24日現在

膨大な復興道路の事業量

国土交通省

○新規事業化区間は、従来の三陸国道事務所の約5倍分の事業量。



復興事業推進のための対策

国土交通省

○復興道路事業の供用を約10年間で達成するために、総合的な対策を実施。

1. 合意形成
  - ・国と地域が一体となった事業推進 (復興道路会議)
  - ・進捗状況の積極的公表 等
2. 事業執行体制の強化
  - ・地整内、全国からの応援部隊投入【道路事業へ42名】
  - ・新規事業化区間への「事業促進PPP(※)」の導入
  - ・関係機関の協力強化 (用地取得、埋蔵文化財など) 等
  - (※) PPP: Public Private Partnership
3. 入札・契約の工夫
  - ・手続きの簡素化 (期間短縮、総合評価の簡略化など)
  - ・発注ロットの大型化 等
4. 事業環境の整備
  - ・発注者間の密接な連絡調整
  - ・労務費・資材需給等の動向モニタリングと、対策の検討・実施 等

膨大な業務の内訳

国土交通省

○新規事業化区間において、今後、工事着手までの2~3年の間に、膨大な業務 (調査・設計、協議・調整、用地取得等) の実施が必要。

○従来から行っている発注者の業務範囲を、発注者だけで実施することは困難。

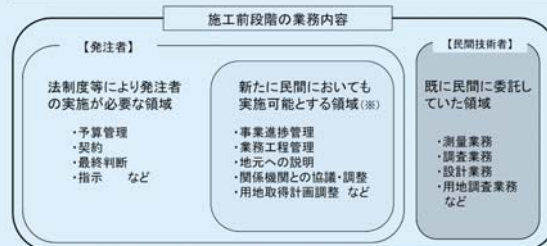
○そのため、事業促進PPPを導入し、官民が連携して新規事業化区間の業務を実施。



事業促進PPPの業務分担

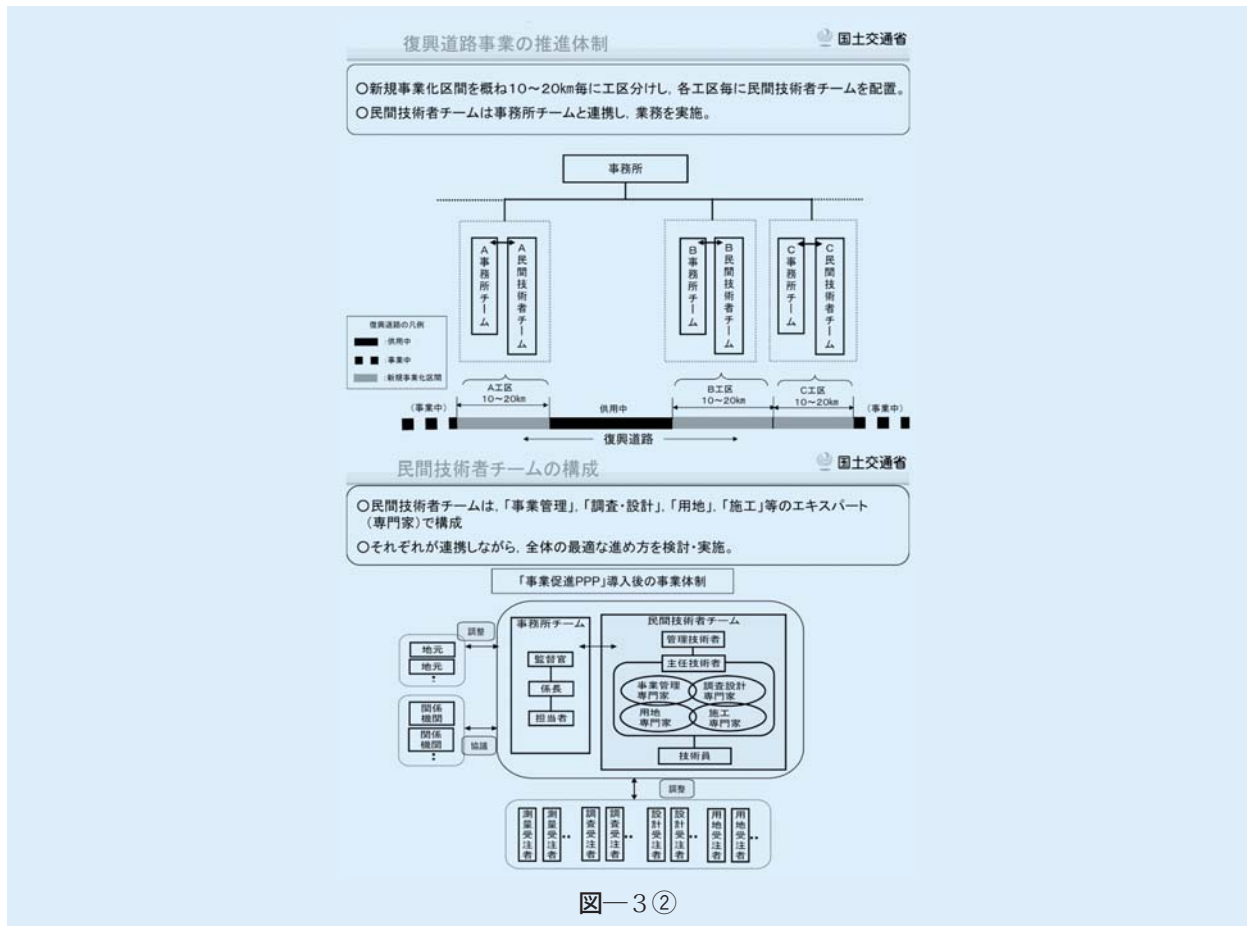
国土交通省

○事業促進PPPでは、民間技術者チームが、従来、発注者の行ってきた協議調整等の施工前の業務を発注者と一体となって実施



※PPPに委ねる業務内容については、発注者と民間が協議して判断、ただし、最終的な責任は発注者がとる。

図—3①



図—3②

## 6. 東日本大震災直後からの東北地方整備局における主な取り組み例

東日本大震災の復旧・復興関連予算としては、昨年11月に第3次補正予算が成立して、現在本格的に入札契約手続きが行われています。しかし、被害があまりにも大きく、発災から啓開作業→応急復旧→本復旧と進む中で、入札契約関係においても地震直後から工事の一時中止や津波による不可抗力の損害の算定など、取り組みを重ねてきて

います。その概要の一部を紹介します。

このほかにも、緊急随意契約や部分払い完成検査関係の簡素化などにも取り組みました。

### (1) 工事業務・入札契約手続きの一時中止について (平成23年3月14日)

3月11日に発生した国内観測史上最大のマグニチュード (M) 9.0「東北地方太平洋沖地震」により、東北管内において甚大で広域的な被害が発生したところであり、被災地の復旧復興に向けて、東北地方整備局として一体となった災害対応

- 東北地整として一体となった災害対応を優先して取り組むため、現在執行中の工事・業務については、原則として一時中止。  
→資材・燃料等の改善、地域経済への影響を踏まえ、地域の実情等を勘案のうえ、再開可能に。(平成23年4月11日)
  - 一時中止して繰り越したものの/H22年度発注件数 (地震による緊急随契を除く)
- |    |             |    |             |
|----|-------------|----|-------------|
| 工事 | 375件/1,211件 | 業務 | 374件/1,514件 |
|    | (31%)       |    | (25%)       |

図—4 工事の一時中止命令と再開

災害復旧工事等が一段落するまでの間、当面の発注方針は以下のとおりとする。

○大震災災害復旧工事

- ▶緊急復旧 …→ 緊急随意契約
- ▶本普及 …→ 指名競争入札（総合評価方式・施工体制確認型）

○その他

災害復旧関連工事が一段落するまでは、災害復旧関連工事を優先する。  
被災事務所においては、手続きを簡素化する。  
被災事務所以外についても応援態勢を考慮し、必要に応じて手続きを簡素化することができる。

図—5 『東日本大震災に対する当面の発注方針（工事）』について

を優先して取り組む必要が生じたため、現在執行中および入札契約の手続き中の工事・業務について、原則一時中止を行った。

(2) 一時中止した工事等の再開について（平成23年4月11日）

被災地における応急復旧工事等の進捗によって、工事再開に必要な資材・燃料等の確保に改善が見えてきたことおよび一時中止に伴う地域経済への影響にも配慮が必要なことから、今後も災害対応を優先しながらも、地域の実情等を勘案の上、柔軟に再開した。

(3) 東日本大震災に対する当面の発注方針について（平成23年5月23日）（図—5）

(4) 請負工事の損害の算定について【契約書29条不可抗力（津波）による損害】（平成23年5月26日）

東日本大震災により広域的に多数の工事で多大な被害を受けたことから、損害負担額の算定において効率的に作業できるように、算定要領を作成し、一般企業に対しても説明会を開催して説明を行った（図—6）。

### 【例：工事目的物の被災】

**【工事目的物】**

- ・[図面] 各工種別の被災状況。それぞれの一般図、断面図、各種構造図等に被災時点の出来形と被災後の形状や状況を記載。
- ・[写真] 工事目的物の各工種別の被災状況写真（状況を補完）
- ・[写真] 可能であれば、被災後と比較できる被災前の写真。
- ・[資料] 被災数量（平均断面法など）の数量算出が必要な場合は、被災後の形状を測定した結果と数量計算書を提出。

**【工事材料】**

- ・[図面] 材料の保管場所の位置と被災後の状況。
- ・[図面] 散乱した場合は当初の保管場所との位置関係を明示。
- ・[写真] 被災状況の写真と被災前の保管状況の両方の写真。

※保管状況と現場に搬入済みであることがわかること。

**【建設機械器具等1】**

(工事目的物の施工で使用される建設機械器具等の被災)

- ・[図面] 機械の保管（施工）場所と被災後の状況
- ・[図面] 津波等で移動した場合は当初の保管場所と位置関係の明示。
- ・[写真] 建設機械器具等の被災状況写真
- ・[写真] 可能であれば、工事目的物の被災前の施工状況写真

※保管状況と現場に搬入済みであることがわかること。

### 【例：建設機械等の被災】

**【建設機械器具等2】**

(現場の共通の目的で使用される建設機械器具等の被災)

- ・[図面] 機械の保管（施工）場所と被災後の状況
- ・[図面] 津波等で移動した場合は当初の保管場所と位置関係の明示。
- ・[写真] 建設機械器具等の被災状況写真
- ・[写真] 当該機械を使用する工種の被災前の施工状況写真（保管中の場合は保管状況写真）

※使用目的の他、保管状況と現場に搬入済みであることがわかること。

**【仮設物1】**

(契約上直接工事費に計上される仮設物の被災)

- ・[図面] 各仮設工の被災状況。一般図、断面図、各種構造図等に被災時点の出来形と被災後の形状や状況を記載。
- ・[写真] 各仮設工の被災状況写真（状況を補完）
- ・[写真] 被災後と比較できる被災前の写真。
- ・[資料] 被災数量の数量算出が必要な場合は材料計算書等を提出。

※現場に搬入又は設置済みであることがわかること。

図—6

(5) 調達困難，価格変動への対応について（平成23年6月13日）

調達困難や価格の大幅な変動に対応するために，条件明示の徹底を図り，変更協議の対象としている。

- ・適切な工期の確保（建設資材等の調達の遅延による工程変更）
- ・節電対策について（電力の使用制限による影響）
- ・建設資材の価格変動（スライド協議等の適切な実施）
- ・設計単価の変更（統一単価が設定できない地域

（原発危険区域等）を対象）

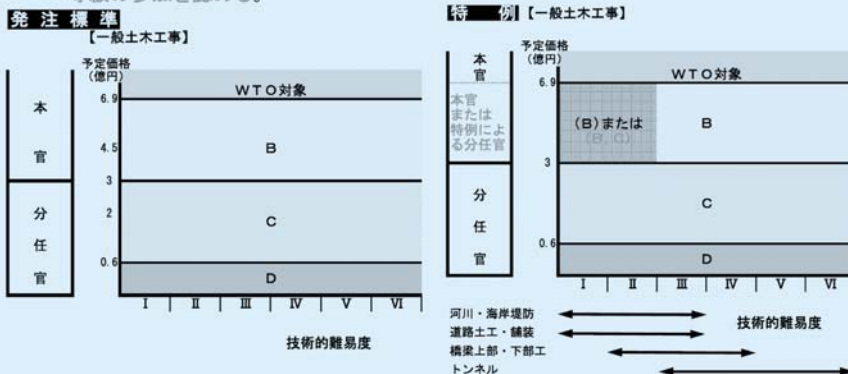
- ・用地関係，協議関係，設計関係の条件明示の徹底
- ・工事の一時工事中止日留意事項（全面中止，増加費用，技術者の常駐）
- ・設計変更審査会の活用の徹底

(6) 大型ロット化（図—7）

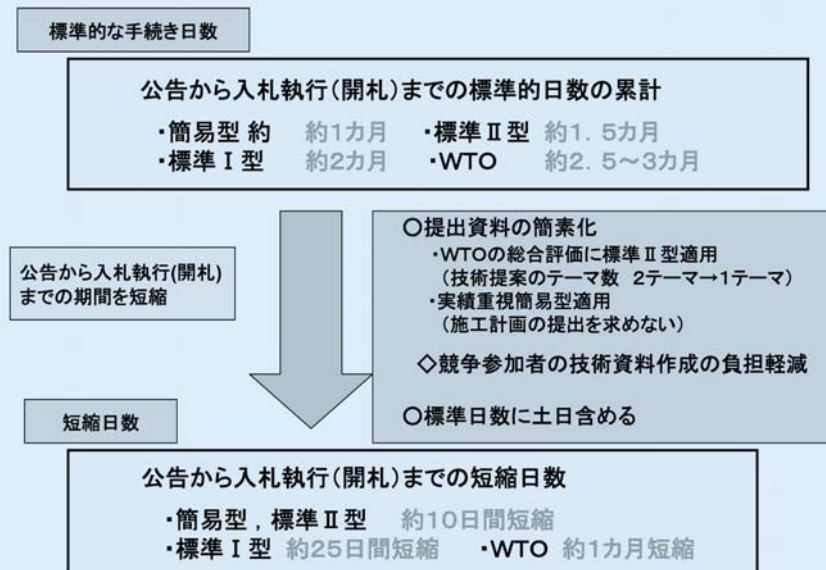
(7) 入札契約手続きの期間短縮・簡素化（図—8）

◆発注規模の大型化

- トンネル工事，橋梁上部工・下部工工事，舗装工事等の大型化  
・H23年は，復興道路，復興支援道路の5件（釜石山田道路で改良+Tn+PC）
- 事務所発注（分任官）の1工事・業務の発注額を必要に応じて現行の3億円未満からWTO対象額未満の6.9億円未満まで拡大。
- 併せて，技術的難易度が低い場合は，一般土木B等級範囲（3～6.9億円未満）にC等級の参加を認める。



図—7 復旧・復興工事等の発注規模の大型化



図—8 復旧・復興工事等の入札・契約手続き期間の短縮